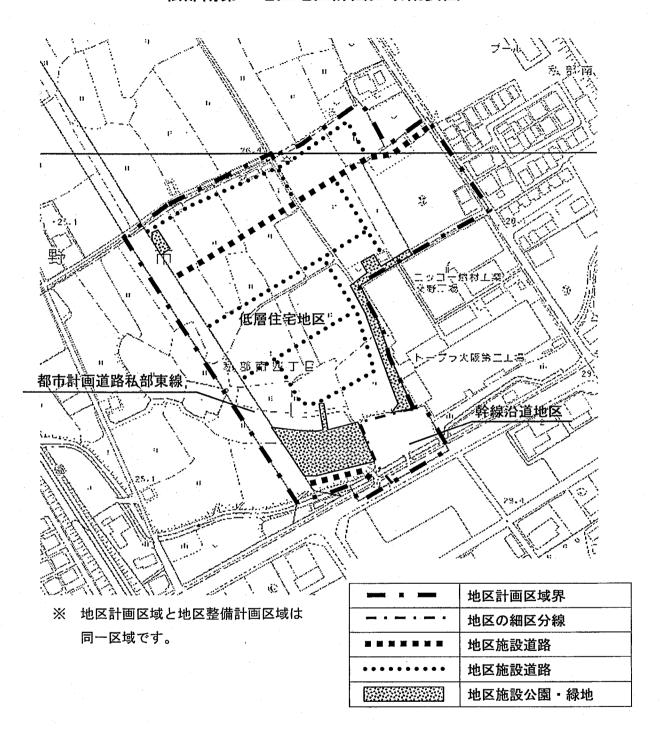
私部南第1地区地区計画(地区整備計画)概要

地区の細区分			区分	低層住宅地区	幹線沿道地区	
地区整備計画による建築物等に関する制限	建	築	物等	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1)住宅 (3戸建以上の長屋を除く。) (2)共同住宅 (3)住宅で、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、次に掲げる用途を兼ねるものにれらの用途に供するまのを除く。) ア事務所 (政令第130条の3第1号に掲げるものに限る。) イ日用品の販売を主たる目的とする店舗ウ理髪質屋、美容院、クリーニング取の店舗方ものに類するサービス業を営む店舗工学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設(4)集会所に限る。) (5)診療所(患者の収容施設があるものを除く。) (6)前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に掲げるものは除く。)	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1)店舗、飲食店、事務所、その他これらに類する用途に供するもののうち、次号のアからキに掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの (3階以上の部分を当該用途に供するものを除く。) (2)2階以上の部分を共同住宅の用途に供するもので、次に掲げる用途を兼ねるものア日用品の販売を主たる目的とする店舗または食堂若しくは喫茶店 つ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。) エ自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。) オ学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設カ物品販売業を営む店舗 政令第130条の5の3第1項第2号に掲げるものに限る。) キ銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 (3)前各号の建築物に附属するもの (政令第130条の5の5の5に掲げるものを除く。)	
			率 の 限 度	100%	200%	
			\ 率の 限 度	50%	60%	
	最	低	面積の 限度	180m²	500m²	
	高 最	高	き 限度	10m	16m	
	外 位		等 の 置	型11/11日8221716111117 日		
	形	態、	意匠	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとするとともに、街区全体としての調和に配慮する。また、看板、広告板についても周辺景観と調和したものとなるよう、文字・図柄・色彩・形状などのデザインに配慮するとともに、大きさや表示内容についても必要最小限とし、周辺の環境を損なわないものとする。		
			率 の 限度			
	か構		さくの 造			
そ		の	他	法22条適用(詳細な内容及び他の規制状況等について別途確認してください。)		

都市計画決定平成24年 3月16 日

建築条例施行平成24年 6月18日

私部南第1地区地区計画区域概要図



これは、地区計画区域、地区整備計画の細区分及び地区施設の概要を表示したものです。制限内容、区域界、地区施設の配置等の詳細については担当課にて確認して下さい。